

平成29年5月25日

平成29年度第2回美浦村定例教育委員会議案

美浦村教育委員会

日 時 平成 29 年 5 月 25 日 (木) 午前 9 時 30 分
場所 美浦村役場 3 階 委員会室

日 程

1. 開会

2. 教育長あいさつ

3. 付議事項

議案第 1 号 美浦村就学援助費事務取扱要項の一部を改正する要項について

議案第 2 号 美浦村公民館等管理運営規程の一部を改正する訓令

議案第 3 号 美浦村中央公民館管理規則の一部を改正する規則

議案第 4 号 木原地区多目的研修施設の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

議案第 5 号 安中地区多目的研修集会施設の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

議案第 6 号 美浦村体育施設等管理運営規程の一部を改正する訓令

議案第 7 号 美浦村光と風の丘公園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議案第 8 号 美浦村農林漁業者トレーニングセンターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

議案第 9 号 美浦村立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

4. 報告事項

報告第 1 号 平成 29 年度美浦村一般会計補正予算について

報告第 2 号 「美浦村立美浦幼稚園利用者負担額及び預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例」及び「美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例」について

報告第 3 号 美浦村地域で支える家庭の教育力向上事業 (案) について

報告第 4 号 美浦村地域未来塾事業 (案) について

報告第 5 号 平成 29 年度ノーテレビ・ノーゲーム運動計画 (案) について

報告第 6 号 親子スキー教室について

5. その他

6. 閉会

議案第1号

美浦村就学援助費事務取扱要項の一部を改正する要項について

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成29年5月25日

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

記

美浦村就学援助費事務取扱要項（平成19年1月教委要項第1号）の一部を次のように改正する。

第8条中の表を次のとおり改める。

交 付 費 目	交 付 額 (円)		備 考
	小 学 校	中 学 校	
(ア) 学用品費及び (イ) 通学用品費 (第1学年を除く)	1年生: 11,420 その他: 13,650	1年生: 22,320 その他: 24,550	年額
(ウ) 校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	実 費 (上限: 1,570)	実 費 (上限: 2,270)	年額
(エ) 校外活動費 (宿泊を伴うもの)	実 費 (上限: 3,620)	実 費 (上限: 6,100)	年額
(オ) 修学旅行費	実 費		年額
(カ) 新入学児童生徒学用品費	40,600	47,400	年額
(キ) 学校給食費	4,400	4,700	月額
(ク) 生徒会費	実 費 (上限: 4,570)	実 費 (上限: 5,450)	年額
(ケ) PTA会費	実 費 (上限: 3,380)	実 費 (上限: 4,190)	年額
(コ) クラブ活動費	実 費 (上限: 2,710)	実 費 (上限: 29,600)	年額

附 則

この要項は、平成29年4月1日より施行する。

議案第2号

美浦村公民館等管理運営規程の一部を改正する訓令

美浦村体育施設等管理運営規程(平成20年教委訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第7項中「ステージ又は」を削り、「1,000円」を「4,000円」に改める。

第7条第1項中「免除及び減額の」の次に「対象施設は1室、」を加え、「連続して1日4時間」を「1日につき4時間」に、「対象時間」を「対象施設及び時間」に改め、同項第1号中「又は60歳以上」を削り、同項第2号中オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 公民館等を使用する日の属する年度の4月1日に満年齢が65歳以上の村民が使用する場合又は当該村民が半数を超える人数で組織する団体が使用する場合。ただし、第3条第3号に定めるものを除く。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第4条第1項関係）

様式第1号（第4条第1項関係）

美浦村公民館等使用カード

	館長		係長		受付	
使用年月日	年 月 日 ()		午前・午後	時	分から	
			午前・午後	時	分まで	
使用団体名						
責任者氏名						
使用目的						
施設名	<input type="checkbox"/> 中央公民館 <input type="checkbox"/> 木原地区多目的施設 <input type="checkbox"/> 安中地区多目的施設					
使用者数	男性 人 ・ 女性 人 ・ 合計 人 (うち18歳以下の村民 人・65歳以上の村民 人)					
使用部屋名	<input type="checkbox"/> 和室 <input type="checkbox"/> 研修室 <input type="checkbox"/> 学習室 <input type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> 小会議室 <input type="checkbox"/> 創作室 <input type="checkbox"/> 調理室 <input type="checkbox"/> 視聴覚室 <input type="checkbox"/> 大集会室 <input type="checkbox"/> 多目的ホール <input type="checkbox"/> その他 ()					

◎点検しましょう！

項 目	確認	備 考
1. 清掃しましたか？ 机 床(畳) 湯茶器 食器 灰皿		
2. 使用した備品等は片づけましたか？		
3. 窓(鍵)は閉めましたか？		
4. 冷暖房のスイッチは切りましたか？		
5. 黒板は消しましたか？		
6. 電灯は消しましたか？		
7. 湯沸かし室のガスは止めましたか？		
8. 使用した備品等に故障・破損はありませんか？		
9. ゴミは持ち帰りましたか？		

※湯沸かしするときはガス台から離れないでください。

様式第7号を次のように改める。

様式第7号（第7条第2項関係）

様式第7号（第7条第2項関係）

美浦村公民館等使用料減免申請書

年 月 日		
美浦村中央公民館長 殿		
団 体 名 住 所 責任者氏名 電 話 番 号		
④		
下記の事由により公民館等の使用料を減額又は免除願いたく、美浦村公民館等管理運営規程第7条第2項の規定により申請します。		
記		
1. 使用日時	(1) 年 月 日 時 分～ 時 分	(2) 年 月 日 時 分～ 時 分
※うち減免時間 (1) 時 分～ 時 分 (2) 時 分～ 時 分		
2. 使用人数	人 (うち18歳以下の村民 人・65歳以上の村民 人・計 人)	
3. 使用目的及び減免の理由		
4. 使用施設 <input type="checkbox"/> 中央公民館 <input type="checkbox"/> 木原地区多目的施設 <input type="checkbox"/> 安中地区多目的研修施設		
5. 使用室		
・中央公民館/ <input type="checkbox"/> 大集会室 (<input type="checkbox"/> 全使用 <input type="checkbox"/> 一部フロア等) <input type="checkbox"/> 調理室 <input type="checkbox"/> 創作室 <input type="checkbox"/> 学習室 <input type="checkbox"/> 和室 <input type="checkbox"/> 研修室 <input type="checkbox"/> 視聴覚室 <input type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> 小会議室 ・木原地区多目的施設/ <input type="checkbox"/> 大集会室 <input type="checkbox"/> 和室 <input type="checkbox"/> 調理室 <input type="checkbox"/> 健康相談室 ・安中地区多目的施設/ <input type="checkbox"/> 多目的ホール <input type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> 和室 <input type="checkbox"/> 調理室		
※ 減免区分		
・免除/ <input type="checkbox"/> 生保者 <input type="checkbox"/> 身障者国県村 <input type="checkbox"/> 公共機関 <input type="checkbox"/> 役場事務局 <input type="checkbox"/> 村内保育所・幼稚園・学校 <input type="checkbox"/> 行政区 <input type="checkbox"/> 子ども会・子育て連 <input type="checkbox"/> PTA <input type="checkbox"/> ボランティア団体 <input type="checkbox"/> スポーツ少年団 <input type="checkbox"/> 18歳以下の村民又は当該村民が過半数を超える団体 <input type="checkbox"/> その他 ()		
・減額/ <input type="checkbox"/> 文化協会 <input type="checkbox"/> 同好会 <input type="checkbox"/> 体育協会 <input type="checkbox"/> 村外学校 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 18歳以下・65歳以上の村民又は当該村民が過半数を超える団体		
※処理年月日	年 月 日 減額・免除	
※処 理 印	館 長	係
	※減 免 理 由	
<input type="checkbox"/> 美浦村中央公民館管理規則第15条第 号の規定による。 <input type="checkbox"/> 美浦村公民館等管理運営規程第7条第1項第 号 の規定による。		

様式第10号を次のように改める。

様式第10号（第11条第2項関係）

様式第10号（第11条第2項関係）

同好会（登録・更新）申請書

年 月 日

美浦村中央公民館長 殿

同好会名

代表者名

印

住 所

電話番号

美浦村公民館等管理運営規程第11条第2項の規定により関係書類を添えて下記のとおり同好会の登録又は更新を申請いたします。

記

1. 活動目的（具体的に）	
2. 会員数	人（うち18歳以下の村民 人・65歳以上の村民 人 計 人）
3. 活動日時	<input type="checkbox"/> 毎月第 1週目、2週目、3週目、4週目、5週目 曜日 時 分から 時 分まで <input type="checkbox"/> その他（ ）
4. 使用施設	<input type="checkbox"/> 中央公民館 （ 室 ） <input type="checkbox"/> 木原多目的集会施設 （ 室 ） <input type="checkbox"/> 安中地区多目的研修集会施設 （ 室 ） <input type="checkbox"/> その他（ ） （ 室 ）
5. 会費（一人当り）1回	円（講師謝礼）1回 円 ※1回当たりに換算してご記入下さい
6. 講師	住 所 氏 名 電話番号
8. 添付書類	<input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> 会員名簿 <input type="checkbox"/> 講師経歴書 <input type="checkbox"/> 事業計画 <input type="checkbox"/> その他（ ）
9. その他	・会員募集の有無（有 ・ 無） ・入会・見学等の問い合わせ時、また生涯学習情報誌等への代表者連絡先掲載可否（可 ・ 否）

*複数の講師の場合は講師名簿を作成し、それぞれの講師謝礼を付記してください。

様式第16号を次のように改める。
 様式第16号(第11条第5項関係)

様式第16号(第11条第5項関係)

同 好 会 届 出 事 項 変 更 届

年 月 日

美浦村中央公民館長 殿

同好会名
 代表者名 ㊟
 住 所 美浦村大字

同好会登録申請書の記載事項に変更が生じたので、美浦村公民館等管理運営規程第11条第5項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1. 変更の理由(具体的に)

2. 会員数 人(うち18歳以下の村民 人・65歳以上の村民 人・計 人)

2. 活動日時 毎月第 1. 2. 3. 4. 5 週 曜日
 時 分から 時 分まで
その他 ()

3. 使用施設 中央公民館 (室)
木原多目的集会施設 (室)
安中地区多目的研修集会施設 (室)
その他 (室)

4. 会費(一人当たり)1回 円・1月 円・1年 円
 (講師謝礼)1回 円・1月 円・1年 円

5. 講師 住 所
 氏 名 電話番号

6. 添付書類 誓約書 会員名簿 講師経歴書 その他 ()

*代表者が変更になった場合は新代表者の方が記入して下さい。

附 則
 この訓令は、公布の日から施行し、平成29年10月1日から適用する。

議案第 3 号

美浦村中央公民館管理規則の一部を改正する規則
 美浦村中央公民館管理規則(昭和57年教委規則第5号)の一部を次のように
 改正する。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号(第8条関係)

様式第3号(第8条関係)

公 民 館 使 用 許 可 申 請 書

年 月 日																																	
美浦村中央公民館長 殿																																	
団 体 名																																	
住 所																																	
責任者氏名	Ⓜ																																
電話番号																																	
下記のとおり中央公民館の使用を申請いたします。																																	
記																																	
1. 使用日時	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">年</td><td style="width: 10%;">月</td><td style="width: 10%;">日</td><td style="width: 10%;">時</td><td style="width: 10%;">分</td><td style="width: 10%;">～</td><td style="width: 10%;">時</td><td style="width: 10%;">分</td> </tr> <tr> <td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>時</td><td>分</td><td>～</td><td>時</td><td>分</td> </tr> <tr> <td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>時</td><td>分</td><td>～</td><td>時</td><td>分</td> </tr> <tr> <td>年</td><td>月</td><td>日</td><td>時</td><td>分</td><td>～</td><td>時</td><td>分</td> </tr> </table>	年	月	日	時	分	～	時	分	年	月	日	時	分	～	時	分	年	月	日	時	分	～	時	分	年	月	日	時	分	～	時	分
年	月	日	時	分	～	時	分																										
年	月	日	時	分	～	時	分																										
年	月	日	時	分	～	時	分																										
年	月	日	時	分	～	時	分																										
2. 使用目的・内容及び方法																																	
3. 入場予定人員	名(うち18歳以下の村民 人・65歳以上の村民 人・計 人)																																
4. 使用施設	<input type="checkbox"/> 大集会室(□全使用 □一部フロア等) <input type="checkbox"/> 調理室 <input type="checkbox"/> 創作室 <input type="checkbox"/> 学習室 <input type="checkbox"/> 和室 <input type="checkbox"/> 研修室 <input type="checkbox"/> 視聴覚室 <input type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> 小会議室																																
※ 減免区分	・免除/ <input type="checkbox"/> 生保者 <input type="checkbox"/> 身障者国籍村 <input type="checkbox"/> 公共機関 <input type="checkbox"/> 役場事務局 <input type="checkbox"/> 村内保育所・幼稚園・学校 <input type="checkbox"/> 行政区 <input type="checkbox"/> 子ども会・子育て連 <input type="checkbox"/> PTA <input type="checkbox"/> ボクサー団体 <input type="checkbox"/> ボーイズ少年団 <input type="checkbox"/> 18歳以下の村民又は当該村民が過半数を超える団体 <input type="checkbox"/> その他()																																
	・減額/ <input type="checkbox"/> 文化協会 <input type="checkbox"/> 同好会 <input type="checkbox"/> 体育協会 <input type="checkbox"/> 村外学校 <input type="checkbox"/> 18歳以下・65歳以上の村民又は当該村民が過半数を超える団体 <input type="checkbox"/> その他()																																
※処理年月日	年 月 日 許可・不許可																																
※処理印	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">館長</td><td style="width: 20%;">係</td><td style="width: 60%;">使 用 料</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>年 月 日 支払</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td style="text-align: center;">無料</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td style="text-align: center;">至</td></tr> </table>	館長	係	使 用 料			年 月 日 支払			無料			至																				
館長	係	使 用 料																															
		年 月 日 支払																															
		無料																															
		至																															

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成29年10月1日から適用する。

議案第4号

木原地区多目的研修施設の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

木原地区多目的集会施設の管理及び運営に関する規則（昭和58年教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第3条関係）

第1号様式（第3条関係）

木原地区多目的集会施設使用許可申請書 年 月 日

美浦村教育委員会教育長 殿

団体名
住 所
責任者氏名
電話番号

下記のとおり、木原地区多目的集会施設の使用を申請いたします。

記

1. 使用目的

2. 使用日時

年	月	日	時	分	～	時	分
年	月	日	時	分	～	時	分
年	月	日	時	分	～	時	分

3. 使用場所 大集会室 和室 調理室 健康相談室

4. 使用人員 人（うち18歳以下の村民 人・65歳以上の村民 人・計 人）

5. 使用備品

※ 減免区分

- ・免除 生保者 身障者国県村 公共機関 役場事務局 村内保育所・幼稚園・学校
行政区 子ども会・子育て連 PTA ボランティア団体 スポーツ少年団
18歳以下の村民又は当該村民が過半数を超える団体 その他（ ）
- ・減額 文化協会 同好会 体育協会 村外学校
18歳以下・65歳以上の村民又は当該村民が過半数を超える団体
その他（ ）

※処理年月日	年 月 日			許 可 ・ 不 許 可
※処 理 印	課 長	係	使 用 料	
			無 料	平 成 年 月 日 支 払 至

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成29年10月1日から適用する。

議案第5号

安中地区多目的研修集会施設の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

安中地区多目的研修集会施設の管理及び運営に関する規則（昭和58年教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第3条関係）

第1号様式(第3条関係)

安中地区多目的研修集会施設使用許可申請書

年 月 日

美浦村教育委員会教育長 殿

団 体 名
住 所
責任者氏名
電 話 番 号

Ⓢ

下記のとおり、安中地区多目的研修集会施設の使用を申請いたします。

記

1 使用目的

2 使用日時

年 月 日	時 分	～	時 分
年 月 日	時 分	～	時 分
年 月 日	時 分	～	時 分
年 月 日	時 分	～	時 分

3 使用場所 多目的ホール 会議室 和室 調理室

4 使用人員 人(うち18歳以下の村民 人・65歳以上の村民 人・計 人)

5 使用備品

※ 減免区分

・免除/ 生保者 身障者国泉村 公共機関 役場事務局
村内保育所・幼稚園・学校 行政区 子ども会・子育て連 PTA
ボランティア団体 スポーツ少年団
18歳以下の村民又は当該村民が過半数を超える団体
その他()

・減額/ 文化協会 同好会 体育協会 村外学校
18歳以下・65歳以上の村民又は当該村民が過半数を超える団体
その他()

※処理年月日	年 月 日	許 可 ・ 不 許 可
※処 理 印	課 長	使 用 料 年 月 日 支 払
	係	
	無 料	〒

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成29年10月1日から適用する。

議案第6号

美浦村体育施設等管理運営規程の一部を改正する訓令

美浦村体育施設等管理運営規程(平成26年教委規程第1号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項各号列記以外の部分中「,」の次に「美浦村」を加え、「第9条」を「第10条」に改め、同項第1号中「又は60歳以上」を削り、同項第2号中カをキとし、オの次に次のように加える。

カ 65歳以上(使用時の満年齢を基準とする。)の村民が使用する場合。

ただし、この場合における減額は別表第1に掲げるところによる。

第10条中「第10条」を「第11条」に、「規則」を「条例」に改める。

第13条第1項第3号中「指導者名簿(団体加入者が未成年の場合)」の前に「当該団体の」を加え、同項第4号中「スポーツ傷害保険加入証の写し」の前に「当該団体の」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第9条第1項関係)

体育施設の免除減免要件ならびに免除減免内容

○光と風の丘公園

施設名	免除要件	免除内容
<ul style="list-style-type: none"> ・野球場 ・テニスコート ・多目的競技場 ・キャンプ場 ・ゲートボール場 ・クラブハウス 	使用者のうち、使用日における満年齢18歳以下の村民が半数を超える場合	使用料を免除(照明に係る使用料を除く。)
	使用者のうち、使用日における満年齢18歳以下又は65歳以上の村民が半数を超える場合	使用料の半額(照明に係る使用料を除く。)を免除
<ul style="list-style-type: none"> ・ロッジハウス 	使用者のうち、使用日における満年齢が18歳以下の村民	該当者の使用料のうち人数割分を免除
	使用者のうち、使用日における満年齢が65歳以上の村民	該当者の使用料のうち人数割分の半額を免除
<ul style="list-style-type: none"> ・パターゴルフ場 	使用者のうち、使用日における満年齢が18歳以下の村民	対象者の1周分の使用料を免除
	使用者のうち、使用日における満年齢が65歳以上の村民	該当者の1周分の使用料の半額を免除

○農林漁業者トレーニングセンター

施設名	免除要件	免除内容
<ul style="list-style-type: none"> ・トレーニング室 ・高齢者トレーニング室 	使用者のうち、使用日における満年齢18歳以下の村民が半数を超える場合	使用料を免除
	使用者のうち、使用日における満年齢18歳以下又は65歳以上の村民が半数を超える場合	使用料の半額を免除

○美浦村民運動公園

施設名	免除要件	免除内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 野球場 ・ ゲートボール場 	使用者のうち、使用日における満年齢18歳以下の村民が半数を超える場合	使用料を免除
	使用者のうち、使用日における満年齢18歳以下又は65歳以上の村民が半数を超える場合	使用料の半額を免除

○美浦村立小中学校体育館及び武道館

施設名	免除要件	免除内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 美浦中学校体育館 ・ 美浦中学校武道館 ・ 木原小学校体育館 ・ 大谷小学校体育館 ・ 安中小学校体育館 	使用者のうち、使用日における満年齢18歳以下の村民が半数を超える場合	使用料を免除
	使用者のうち、使用日における満年齢18歳以下又は65歳以上の村民が半数を超える場合	使用料の半額を免除

○美浦村相撲場

施設名	免除要件	免除内容
相撲場	使用者のうち、使用日における満年齢18歳以下の村民が半数を超える場合	使用料を免除
	使用者のうち、使用日における満年齢18歳以下又は65歳以上の村民が半数を超える場合	使用料の半額を免除

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第9条第3項関係）

様式第1号（第9条第3項関係）
美浦村体育施設使用料 減額・免除 申請書

年 月 日

美浦村教育委員会教育長 殿

団 体 名
住 所
責任者氏名 ④
電話番号

下記の事由により体育施設の使用料を 減額・免除 願いたく、美浦村体育施設等管理運営規程第9条第3項の規程により申請します。

記

1 使用日時	(1)	年	月	日	時	分	～	時	分
	(2)	年	月	日	時	分	～	時	分
	※うち減免時間 (1)	時	分	～	時	分	(2)	時	分
2 使用人数	人 (うち 18 歳以下の村民	人・65 歳以上の村民	人計	人)					
3 使用目的及び減免の理由									
4 使用箇所									
<ul style="list-style-type: none"> ・光と風の丘公園 / <input type="checkbox"/>野球場 <input type="checkbox"/>テニスコート(面) <input type="checkbox"/>多目的競技場 <li style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/>キャンプ場 <input type="checkbox"/>ゲートボール・クロケー場 <li style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/>クラブハウス会議室 <input type="checkbox"/>ロッジハウス <li style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/>パターゴルフ場 ・農林漁業者トレーニングセンター / <input type="checkbox"/>トレーニング室 <input type="checkbox"/>高齢者トレーニング室 ・村民運動公園 / <input type="checkbox"/>野球場 <input type="checkbox"/>ゲートボール場 ・学校 / <input type="checkbox"/>中学校体育館 <input type="checkbox"/>武道館 <li style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/>木原小体育館 <input type="checkbox"/>安中小体育館 <input type="checkbox"/>大谷小体育館 ・<input type="checkbox"/>相撲場 									
※処理年月日		年 月 日 減額・免除							
		添付書類 <input type="checkbox"/> 名簿 <input type="checkbox"/> その他()							
※処理印		課 長	係	※減免理由					
				<input type="checkbox"/> 光と風の丘公園条例第9条第 号 <input type="checkbox"/> 農トレ規則第10条第 号 <input type="checkbox"/> 学校開放規則第12条第 号 <input type="checkbox"/> 体育施設等管理運営規程第9条第1項第 号 の規定に該当する登録団体					

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成29年10月1日から適用する。

議案第7号

美浦村光と風の丘公園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

美浦村光と風の丘公園の設置及び管理に関する条例施行規則（平成5年教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第5条第1項関係）

様式第4号（第5条第1項関係）
美浦村光と風の丘公園利用許可申請書

申請日 年 月 日

美浦村教育委員会教育長 殿

住所			
氏名	㊟		
勤務先			
連絡先	自宅		勤務先
	携帯		

美浦村光と風の丘公園の設置及び管理に関する条例並びに同条例施行規則の規程を厳守しますので、次のとおり利用を許可してください。

団体名					
利用目的					
利用日時	月	日	曜日	時	分
利用施設	野球場				
	テニスコート	A面	B面	C面	D面 E面 壁打
	多目的競技場				
	ゲートボール及びクロッカー場	A面	B面		
	ロジハウス	棟			
	キャンプ場				
	クラブハウス	会議室1	会議室2	会議室3	
	パターゴルフ	周(1周9ホール)貸クラブ 本			
使用人数	名(うち18歳以下の村民 名・65歳以上の村民 名・計 名)				
使用器具及び数量					
照明使用時間	野球場	30分	60分	90分	120分 150分
	テニスコート	分× 面			
料金	使用料	円	円	円	領収印
	棟使用料	円	円	円	
減免の有無	有・無	条例・規則・第 項 第 号による。			
備考					

課長	領収者	検証者	係

様式第5号を次のように改める。

様式第5号 (第5条第1項関係)

様式第5号 (第5条第1項関係)

美浦村光と風の丘公園利用許可書

年 月 日

殿

美浦村教育委員会教育長

年 月 日付けで申請のあった美浦村光と風の丘公園の利用については、次のとおり利用を許可します。

団体名					
利用目的					
利用日時	月	日	曜日	時 分	時 分
利用施設	野球場				
	テニスコート	A面	B面	C面	D面 E面 壁打
	多目的競技場				
	ゲートボール及びクロッケー場	A面	B面		
	ロジハウス	棟			
	キャンプ場				
	クラブハウス	会議室1	会議室2	会議室3	
	パターゴルフ	周(1周9ホール)貸クラブ 本			
使用人数	名 (うち18歳以下の村民 名・65歳以上の村民 名・計 名)				
使用器具及び数量					
照明使用時間	野球場	30分	60分	90分	120分 150分
	テニスコート	分× 面			
料金	使用料	照明料	計	領収印	
	棟使用料	利用料	計	円	円
減免の有無	有・無	条例・規則・第 項 第 号による。			
備考					

※注意

- 1 施設を使用する場合には、この使用許可申請書を管理人に提示し、指示に従って下さい
- 2 運動靴用具を損傷したときには、ただちに管理人に申し出て下さい。
- 3 ごみ等は、各自必ず持ち帰ること。
- 4 利用日誌を必ず記入すること。

係

様式第6号を次のように改める。

様式第6号（第6条関係）

様式第6号（第6条関係）

美浦村光と風の丘公園使用料減免申請書

年 月 日

美浦村教育委員会教育長 殿

住所			
氏名	⑩		
勤務先			
連絡先	自宅		勤務先

美浦村光と風の丘公園の使用について、次のとおり使用料を減免してください。

団体名			
使用目的			
使用日時	月 日 曜日	午前 時 分	午前 時 分
使用施設及び使用場所	<input type="checkbox"/> 野球場 <input type="checkbox"/> テニスコート（ 面） <input type="checkbox"/> 多目的競技場 <input type="checkbox"/> キャンプ場 <input type="checkbox"/> ロッジハウス（ 棟） <input type="checkbox"/> クラブハウス会議室 <input type="checkbox"/> パターゴルフ場 <input type="checkbox"/> ゲートボール及びクローケー場（ 面）		
使用予定人数	名（うち18歳以下の村民 名・65歳以上の村民 名・計 名）		
備考			
※受付 年 月 日	※許可 年 月 日	※減免決定額 円	
※減免理由 <input type="checkbox"/> 光と風の丘公園の設置及び管理に関する条例施行規則第7条第1項第 号による。 <input type="checkbox"/> 美浦村体育施設等管理運営規程第7条第1項第 号による。			

※欄には記入しないで下さい。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成29年10月1日から適用する。

議案第 8 号

美浦村農林漁業者トレーニングセンターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

美浦村農林漁業者トレーニングセンターの管理及び運営に関する規則（平成18年教委規則第13号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

様式第1号（第3条関係）

美浦村農林漁業者トレーニングセンター使用許可申請書

年 月 日

美浦村教育委員会教育長 殿

申請者
 団 体 名
 責任者氏名
 〒 R L

下記のとおり、美浦村農林漁業者トレーニングセンターの使用を申請いたします。

記

1 使用目的

2 使用時間 年 月 日 AM・PM : から
 年 月 日 AM・PM : まで

3 使用場所 A面 B面 全面

4 使用人員 名(うち18歳以下の村民 名・65歳以上の村民 名・計 名)

5 使用備品

処理年月日	年 月 日	許可・不許可
処 理 印	課 長	使 用 料
		年 月 日支払 ¥ 無 料

様式第3号を次のように改める。
様式第3号（第4条第2項関係）

様式第3号（第4条第2項関係）	
美浦村農林漁業者トレーニングセンター使用許可証	
年 月 日	
殿	
美浦村教育委員会教育長 <input type="checkbox"/>	
下記のとおり、美浦村農林漁業者トレーニングセンターの使用を許可いたします。	
記	
1 使用目的	
2 使用時間	年 月 日 AM・PM : から 年 月 日 AM・PM : まで
3 使用場所	A面 B面 全面
4 使用人員	名(うち18歳以下の村民 名・65歳以上の村民 名・計 名)
5 使用備品	
<input type="checkbox"/>	

附 則
この規則は、公布の日から施行し、平成29年10月1日から適用する。

議案第9号

美浦村立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

美浦村立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則（平成18年教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第9条関係）

様式第3号（第9条関係）

美浦村学校体育施設使用申請書

年 月 日申請

美浦村教育委員会教育長 殿

住所（又は団体名）

氏名（又は代表者名） 印

下記のとおり、施設の使用を申請いたします。

記

☆ 使用日時 年 月 日（ ） AM・PM : から
AM・PM : まで

☆ 使用場所(□にレを入れて下さい)

美浦中学校 体育館(全面・A面・B面)

武道館(柔道場・剣道場)

木原小学校 体育館・校庭

大谷小学校 体育館・校庭

安中小学校 体育館・校庭

☆使用団体名 _____

☆使用責任者 _____

☆責任者住所 _____

☆TEL _____

☆使用目的 _____

☆使用人数 _____ 名(うち18歳以下の村民 名・65歳以上の村民 名・計 名)

☆使用備品 _____

☆備 考 _____

課		係	
---	--	---	--

様式第4号を次のように改める。

様式第4号(第9条関係)

様式第4号(第9条関係)			
美浦村学校体育施設使用許可書			
年 月 日申請			
殿			
美浦村教育委員会教育長 印			
下記のとおり、施設の使用を許可いたします。			
記			
☆ 使用日時	年 月 日 () AM・PM : から AM・PM : まで		
☆ 使用場所(口にレを入れて下さい)			
<input type="checkbox"/> 美浦中学校	<input type="checkbox"/> 体育館(全面・A面・B面)		
	<input type="checkbox"/> 武道館(柔道場・剣道場)		
<input type="checkbox"/> 木原小学校	体育館・校庭		
<input type="checkbox"/> 大谷小学校	体育館・校庭		
<input type="checkbox"/> 安中小学校	体育館・校庭		
☆使用団体名	_____		
☆使用責任者	_____		
☆責任者住所	_____		
☆TEL	_____		
☆使用目的	_____		
☆使用人数	名(うち18歳以下の村民 名・65歳以上の村民 名・計 名)		
☆使用備品	_____		
☆備考	_____		
	<table border="1"><tr><td>係</td><td></td></tr></table>	係	
係			

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成29年10月1日から適用する。

報告第1号

平成29年度美浦村一般会計補正予算について

上記について、別紙のとおり報告する。

平成29年5月25日提出

美浦村教育委員会教育長 糸 賀 正 美

(単位：千円)

2 歳 入

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
(項) 1 国庫負担金							
(款) 14 国庫支出金							
1 民生費国庫負担金	305,736	1,103	306,839	3 児童福祉費負担金	1,103	10 子どものための教育・保育給付費負担金 (保育)	1,103
計	314,025	1,103	315,128				
(項) 1 県負担金							
(款) 15 県支出金							
1 民生費県負担金	165,538	551	166,089	3 児童福祉費負担金	551	10 子どものための教育・保育給付費負担金 (保育)	551
計	169,682	551	170,233				
(項) 1 寄附金							
(款) 17 寄附金							
2 指定寄附金	29,998	500	30,498	1 指定寄附金	500	30 学校教育事業費指定寄附金	500
計	94,998	500	95,498				

(単位：千円)

3 歳出

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区	節	金額	説明
				国庫支出金	地方債	その他				
(款) 3 民生費										
(項) 2 児童福祉費										
1 児童福祉総務費	56,544	2,660	59,204	1,654			19 負担金補助及び交付金	2,660	2,660	7 地域型保育事業費 19 負担金補助及び交付金 5 負担金 15 事業所内保育給付費
3 保育所費	216,970	120	217,090		120		18 備品購入費	120	60	2 大谷保育所運営費 18 備品購入費 4 図書購入費
							4 木原保育所運営費		60	18 備品購入費 4 図書購入費
計	563,501	2,780	566,281	1,654	120				1,006	

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特 定 財 源	一般財源	区	金額	
(款) 9 教育費								
(項) 1 教育総務費								
2 事務局費	186,478	2,620	189,098		2,620	4 共済費	2,620	3 事務局経費 4 共済費 6 社会保険料 3 社会保険料 4 TT配置事業費 4 共済費 6 社会保険料 3 社会保険料 5 生活介助員配置事業費 4 共済費 6 社会保険料 1 社会保険料
計	187,957	2,620	190,577		2,620			398 398 1,382 1,382 840 840
(款) 9 教育費								
(項) 2 小学校費								
2 教育振興費	15,121	240	15,361	240		18 備品購入費	240	4 木原小学校教育振興事業費 18 備品購入費 4 図書購入費 1 図書購入費
								80
								80
								80
計	87,105	240	87,345	240				80
(款) 9 教育費								
(項) 3 中学校費								
2 教育振興費	12,066	80	12,146	80		18 備品購入費	80	4 美浦中学校教育振興事業費 18 備品購入費 4 図書購入費 1 図書購入費
計	46,643	80	46,723	80				80
(款) 9 教育費								
(項) 4 幼稚園費								
1 幼稚園費	92,347	60	92,407	60		18 備品購入費	60	3 幼稚園運営費 18 備品購入費 4 図書購入費 1 図書購入費
計	92,347	60	92,407	60				60

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節	金額	説明	
				特	財源					区分
					定	源				
(項) 5 社会教育費				国県支出金	地方債	その他	一般財源			
1 社会教育総務費	106,612	1,082	107,694				1,082	19 負担金補助及び 10 補助金 15 地区公民館等修繕等補助金	1,082	
2 公民館費	31,148	227	31,375	1,875		△1,648	227	3 中央公民館管理費 13 委託料 8 測量・設計・監理委託料 15 中央公民館漏水改修工事設計業務委託料	227	
4 図書費	16,552	477	17,029			477	477	3 学校図書運営費 4 共済費 6 社会保険料 1 社会保険料	477	
計	179,545	1,786	181,331	1,875		△89				

報告第2号

「美浦村立美浦幼稚園利用者負担額及び預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例」及び「美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例」の平成29年第2回美浦村議会定例会への提出について

上記について、別紙のとおり報告する。

平成29年5月25日提出

美浦村教育委員会教育長 糸 賀 正 美

議案第10号

美浦村立美浦幼稚園利用者負担額及び預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成29年6月 日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村立美浦幼稚園利用者負担額及び預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例

美浦村立美浦幼稚園利用者負担額及び預かり保育料徴収条例（平成27年美浦村条例第10号）の一部を次のように改正する。

第7条中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同条第1号中「別表第1又は別表第2により算定される額の2分の1の額」を「階層区分が第2階層の場合、別表第1又は別表第2により算定された額に関わらず無料とし、階層区分が第3階層以上の階層は、別表第1又は別表第2により算定された額の2分の1の額」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

美浦村立美浦幼稚園利用者負担額及び預かり保育料徴収条例(平成27年条例第10号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(多子世帯の利用者負担額の軽減)</p> <p>第7条 負担額算定基準子ども(幼稚園, 特別支援学校の幼稚部, 保育所, 児童福祉法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い, 在学し, 若しくは在籍する小学校就学前子ども, 特例保育を受ける小学校就学前子ども, 家庭的保育事業等(同法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。))による保育を受ける小学校就学前子ども, 同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)の第1学年から第3学年までに在学する子ども(以下「小学校第3学年修了前子ども」という。)をいう。以下同じ。)が同一世帯に2人以上いる場合の支給認定子どもに係る利用者負担額は, 別表第1又は別表第2の規定にかかわらず当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次のア又はイまでに掲げる支給認定子どもに係る利用者負担額は, 別表第1又は別表第2により算定される額の2分の1の額</p> <hr/> <p>とする。</p>	<p>(多子世帯の利用者負担額の軽減)</p> <p>第7条 負担額算定基準子ども(幼稚園, 特別支援学校の幼稚部, 保育所, 児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは認定こども園に通い, 在学し, 若しくは在籍する小学校就学前子ども, 特例保育を受ける小学校就学前子ども, 家庭的保育事業等(同法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。))による保育を受ける小学校就学前子ども, 同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)の第1学年から第3学年までに在学する子ども(以下「小学校第3学年修了前子ども」という。)をいう。以下同じ。)が同一世帯に2人以上いる場合の支給認定子どもに係る利用者負担額は, 別表第1又は別表第2の規定にかかわらず当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次のア又はイまでに掲げる支給認定子どもに係る利用者負担額は, 階層区分が第2階層の場合, 別表第1又は別表第2により算定された額に関わらず無料とし, 階層区分が第3階層以上の階層は, 別表第1又は別表第2により算定された額の2分の1の額とする。</p>

ア 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうち
 小学校第3学年修了前子どもが1人のみである場合にお
 ける最年長負担額算定基準小学校就学前子ども(当該支
 給認定保護者に係る負担額算定基準子どもである小学
 校就学前子どものうち最年長者をいう。以下同じ。)で
 ある教育認定子ども

イ 支給認定保護者に係る全ての負担額算定基準子ども
 が小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準
 小学校就学前子どもである支給認定子ども

(2) (略)

ア 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうち
 小学校第3学年修了前子どもが1人のみである場合にお
 ける最年長負担額算定基準小学校就学前子ども(当該支
 給認定保護者に係る負担額算定基準子どもである小学
 校就学前子どものうち最年長者をいう。以下同じ。)で
 ある教育認定子ども

イ 支給認定保護者に係る全ての負担額算定基準子ども
 が小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準
 小学校就学前子どもである支給認定子ども

(2) (略)

議案第11号

美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成29年6月 日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年美浦村条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「別表第1又は別表第2により算定される額の2分の1の額」を「階層区分が第2階層の場合、別表第1又は別表第2により算定された額に関わらず無料とし、階層区分が第3階層以上の階層は、別表第1又は別表第2により算定された額の2分の1の額」に改める。

別表第1備考中1を次のように改める。

- 1 この表における所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）をいう。以下同じ）の額は、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。

別表第1備考3中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に改め、「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

別表第2の2備考1中（1）を次のように改める。

- (1) 「所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第

2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）をいう。以下同じ）の額」は、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。

別表第2の2備考の2の「次の表」中「6,200」を「6,000」に、「6,100」を「6,000」に、「12,200」を「9,000」に、「10,950」を「6,000」に、「12,000」を「9,000」に、「10,800」を「6,000」に改める。

別表第2の2備考3中「第6条の4第1項」を「第6条の4」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例(平成27年条例第12号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(複数の特定被監護者等がいる利用者負担額の軽減)</p> <p>第5条 特定被監護者等(支給認定保護者に監護される者その他これに準じる者として内閣府令で定める者であつて、支給認定保護者と生計を一にするものをいう。以下同じ。)が2人以上いる場合の支給認定保護者に係る利用者負担額は、当該特定教育・保育等に係る負担額算定基準額が77,101円未満(満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子どもが受けた特定教育・保育等にあつては、57,700円未満)であるときは、別表第1又は別表第2の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次のア又はイに掲げる支給認定子どもに係る利用者負担額は、別表第1又は別表第2により算定される額の1の額とする。</p> <p>ア 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が1人のみである場合における最長負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども</p> <p>イ 支給認定保護者に係る全ての特定被監護者等が小学</p>	<p>(複数の特定被監護者等がいる利用者負担額の軽減)</p> <p>第5条 特定被監護者等(支給認定保護者に監護される者その他これに準じる者として内閣府令で定める者であつて、支給認定保護者と生計を一にするものをいう。以下同じ。)が2人以上いる場合の支給認定保護者に係る利用者負担額は、当該特定教育・保育等に係る負担額算定基準額が77,101円未満(満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子どもが受けた特定教育・保育等にあつては、57,700円未満)であるときは、別表第1又は別表第2の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次のア又はイに掲げる支給認定子どもに係る利用者負担額は、階層区分が第2階層の場合、別表第1又は別表第2により算定された額に關わらず無料とし、階層区分が第3階層以上の階層は、別表第1又は別表第2により算定された額の2分の1の額とする。</p> <p>ア 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が1人のみである場合における最長負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども</p> <p>イ 支給認定保護者に係る全ての特定被監護者等が小学</p>

校就学前子どもの場合における負担額算定基準小学校
就学前子どもである支給認定子ども

(2) (略)

別表第1(第3条関係)

教育標準時間認定児の利用者負担額基準表 (略)

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 所得割額(調整控除以外の控除適用前の額)地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項、附則第5条の4の2第6項の規定がないものとして計算した同法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。

- 2 支給認定保護者等の属する世帯の階層が第2階層と認定された世帯であっても、次に掲げる要保護者等(要保護者(生

校就学前子どもの場合における負担額算定基準小学校
就学前子どもである支給認定子ども

(2) (略)

別表第1(第3条関係)

教育標準時間認定児の利用者負担額基準表 (略)

備考

- 1 この表における所得割(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)をいう。以下同じ。)の額は、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。

- 2 支給認定保護者等の属する世帯の階層が第2階層と認定された世帯であっても、次に掲げる要保護者等(要保

活保護法第6条第2項に規定する要保護者をいう。)以下同
じ。)に該当する場合には、この表の規定にかかわらず、当
該階層の利用者負担額は無料とする。また、要保護者等の属
する世帯の階層が、第3階層又は第4階層と認定された世帯で
あっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定に
にかかわらず、当該階層の利用者負担額から1,000円を控除
し、支給認定保護者に係る負担額算定基準小学校就学前子ど
もである支給認定子ども利用者負担額は、控除後の金額の
2分の1の額とし、支給認定保護者に係る特定被監護者等の
うち小学校就学前子ども以外の者が1人以上いる場合の負担額
算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども利用者
負担額は無料とする。

- (1) 母子世帯等母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和3
9年法律第129号)第6条第6項に規定する配偶者のない
者で現に児童を扶養しているものの世帯
- (2) 次に掲げる在宅障害者(児)を有する世帯

- ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条
に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
- イ 療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省発児第156号)
に定める療育手帳の交付を受けた者
- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和
25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健

護者(生活保護法第6条第2項に規定する要保護者をい
う。)以下同じ。)に該当する場合には、この表の規定
にかかわらず、当該階層の利用者負担額は無料とす
る。また、要保護者等の属する世帯の階層が、第3階層
又は第4階層と認定された世帯であつても、次に掲げる
世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当
該階層の利用者負担額から1,000円を控除し、支給認定
保護者に係る負担額算定基準小学校就学前子どもであ
る支給認定子ども利用者負担額は、控除後の金額の2
分の1の額とし、支給認定保護者に係る特定被監護者等
のうち小学校就学前子ども以外の者が1人以上いる場合
の負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定
子ども利用者負担額は無料とする。

- (1) 母子世帯等母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和3
9年法律第129号)第6条第6項に規定する配偶者のない
者で現に児童を扶養しているものの世帯
- (2) 次に掲げる在宅障害者(児)を有する世帯

- ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条
に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
- イ 療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省発児第156号)
に定める療育手帳の交付を受けた者
- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和
25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健

福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童

オ 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める障害基礎年金の受給者

(3) 支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に生活に困窮していると村長が認められた世帯

3 支給認定保護者が養育里親(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第6条の4第1号に規定する養育里親又は同法第7条第1項に規定する児童福祉施設(乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。)の長をいう。)の場合における階層区分は、第2階層とする。

別表第2(第3条関係)

保育認定児の利用者負担額基準額

1 保育標準時間認定における利用者負担額基準額表 (略)

2 保育短時間認定における利用者負担額基準額表 (略)

備考

福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童

オ 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める障害基礎年金の受給者

(3) 支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に生活に困窮していると村長が認められた世帯

3 支給認定保護者が養育里親(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第6条の4第2項に規定する養育里親又は同法第7条第1項に規定する児童福祉施設(乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に限る。)の長をいう。)の場合における階層区分は、第2階層とする。

別表第2(第3条関係)

保育認定児の利用者負担額基準額

1 保育標準時間認定における利用者負担額基準額表 (略)

2 保育短時間認定における利用者負担額基準額表 (略)

備考

1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 所得割額(調整控除以外の控除適用前の額) 地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第5項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定がないものとして計算した同法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。

(2) 「保育標準時間」とは午前7時30分から午後6時30分までの時間をいい、「保育短時間」とは午前8時30分から午後4時30分までの時間をいう。

2 支給認定保護者の属する世帯が次の各号のいずれかに該当する要保護者等(要保護者(生活保護法第6条第2項に規定する要保護者をいう。)以下同じ。)の場合には、別表第2の規定にかかわらず、それぞれ次の表に掲げる利用者負担額とし、支給認定保護者に係る特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が1人以上いる場合の負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子どもを利用者負担額は無料とする。

(1) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和

1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「所得割(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。))をいう。以下同じ。)の額」は、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。

(2) 「保育標準時間」とは午前7時30分から午後6時30分までの時間をいい、「保育短時間」とは午前8時30分から午後4時30分までの時間をいう。

2 支給認定保護者の属する世帯が次の各号のいずれかに該当する要保護者等(要保護者(生活保護法第6条第2項に規定する要保護者をいう。)以下同じ。)の場合には、別表第2の規定にかかわらず、それぞれ次の表に掲げる利用者負担額とし、支給認定保護者に係る特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が1人以上いる場合の負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子どもを利用者負担額は無料とする。

(1) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和

39年法律第129号)第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

(2) 次に掲げる在宅障害者(児)を有する世帯

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童

オ 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める障害基礎年金の受給者

(3) 支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に生活に困窮していると村長が認められた世帯

【別記 参照】

3 この規定にかかわらず、支給認定保護者が里親(児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親をいう。)の場合にあつては、利用者負担額は無料とする。

39年法律第129号)第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

(2) 次に掲げる在宅障害者(児)を有する世帯

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童

オ 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める障害基礎年金の受給者

(3) 支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に生活に困窮していると村長が認められた世帯

【別記 参照】

3 この規定にかかわらず、支給認定保護者が里親(児童福祉法第6条の4に規定する里親をいう。)の場合にあつては、利用者負担額は無料とする。

4 利用者負担額が公定価格(法第27条第3項第1号, 第28条第2項各号, 第29条第3項第1号又は第30条第2項各号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。)を超える場合には, 当該公定価格を利用者負担額とする。
別表第3(第6条関係) (略)
別表第4(第7条関係) (略)

4 利用者負担額が公定価格(法第27条第3項第1号, 第28条第2項各号, 第29条第3項第1号又は第30条第2項各号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。)を超える場合には, 当該公定価格を利用者負担額とする。
別表第3(第6条関係) (略)
別表第4(第7条関係) (略)

【別記】

現行

階層区分	保育時間の認定区分	利用者負担額(月額)		
		3歳児未満	3歳児	4歳以上児
2	保育標準時間	0円	0円	0円
	保育短時間	0円	0円	0円
3	保育標準時間	7,400円	6,200円	6,200円
	保育短時間	7,300円	6,100円	6,100円
4 所得割課税額 77,101円未満	保育標準時間	12,200円	10,950円	10,950円
	保育短時間	12,000円	10,800円	10,800円

改正後 (案)

階層区分	保育時間の認定区分	利用者負担額(月額)		
		3歳児未満	3歳児	4歳以上児
2	保育標準時間	0円	0円	0円
	保育短時間	0円	0円	0円
3	保育標準時間	7,400円	6,000円	6,000円
	保育短時間	7,300円	6,000円	6,000円
4 所得割課税額 77,101円未満	保育標準時間	9,000円	6,000円	6,000円
	保育短時間	9,000円	6,000円	6,000円

報告第3号

美浦村地域で支える家庭の教育力向上事業（案）について

上記について、別紙のとおり報告する。

平成29年5月25日提出

美浦村教育委員会教育長 糸 賀 正 美

美浦村地域で支える家庭の教育力向上事業（案）

1 趣 旨

家族形態の変化や経済的問題、地域社会における地縁的なつながりの希薄化等により、不登校、児童虐待、経済的困難などの様々な問題を抱え込み、主体的な家庭教育が困難になっている家庭があるなど、社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっている。

そこで、地域の人材、保健福祉部局、県等と連携し、訪問型支援を中心とした幅広い支援を行う家庭教育支援体制を構築し、家庭や子どもを地域で支える取り組みを推進する。

2 事業概要

(1) 課題

生活習慣やしつけの面で課題のある子どもなどの子育てに悩みのある保護者、周囲や地域から孤立してしまう保護者が見受けられる。

(2) 対象

- ① マタニティー教室に通う母親
- ② 4か月児の乳児を持つ家庭
- ③ 保護者及び教育関係機関からの支援を要望された家庭
- ④ 悩みを抱え、支援を要望している保護者

(3) 手法

- ① 保健センターのマタニティー教室・4か月児健診と連携
- ② 適応指導教室と連携

3 事業の内容

(1) 美浦村地域で支える家庭の教育力向上事業推進協議会の設置

美浦村における家庭教育支援の推進を図るため、学校や関係団体等との連携・協力の推進、家庭教育支援のニーズ把握、行政部局や関係機関・団体等の関連事業及び人的・組織的リソースの把握等、本事業を推進するための方針作成や評価を行う。

(2) 家庭教育支援チームの活動

適応指導教室指導員、子育て支援団体などの地域人材から構成する「家庭教育支援チーム」を設置し、家庭や学校等を訪問して、相談対応や家庭教育に関する情報や学習機会の提供を行う。

4 事業実施機関

美浦村教育委員会

5 事業の実施方法

(1) 美浦村地域で支える家庭の教育力向上事業推進協議会について

① 構成メンバー

教育長（推進協議会会長）、教育長職務代理者、教育次長、学校長、幼稚園長、保育所長、児童館長、区長会長、美浦特別支援学校長、ケアステーションコナン、はたかわ医院長、老人クラブ連合会長、PTA 連絡協議会長、民生支援員・児童支援員協議会長、保護司協議会長、更生保護女性の会代表、青少年相談員協議会長、子ども会育成連合会長、青少年育成美浦村民会議会長、社会福祉協議会事務局長、国際交流協議会長、適応指導教室指導員、子育て支援団体あつぷるくらぶ、保健福祉部課長（福祉介護課、健康増進課）、教育委員会課長（学校教育課、子育て支援課、生涯学習課）

② 会の運営

美浦村における家庭教育の課題について検証し、効果的な家庭教育支援のための取り組みの普及・促進を行う。

(2) 家庭教育支援チームについて

① 構成メンバー

家庭教育支援チームは次のメンバーから構成される。適応指導教室指導員、子育て支援団体あつぷるくらぶ等。

② 活動内容

ア 保護者への家庭訪問などによる相談対応

- ・学校、保護者、地域、関係機関などからの依頼への対応
- ・傾聴、情報提供（様々な場や機関へのつなぎ）、助言

イ 学校及び地域からの情報収集

- ・学校訪問、民生支援員など地域の方との情報交換

ウ 家庭教育支援員の研修

- ・家庭教育に関する講座などの受講（県主催養成講座を中心とした訪問型家庭教育に関する講座）

6 事業の実施期間

平成29年〇月〇日から平成30年3月31日まで

7 経費等

(1) 本事業に係る経費は、美浦村教育委員会が「訪問型家庭教育支援事業費」より支出する。

(2) 美浦村地域で支える家庭の教育力向上事業支援員の謝礼は、下記のとおりとする。

- ・美浦村地域で支える家庭の教育力向上事業支援員 1,480 円/時間

8 その他

本事業に関する協議事項が発生し、必要と認められるときは、美浦村地域で支える家庭の教育力向上事業推進協議会にて協議を行うものとする。

報告第4号

美浦村地域未来塾事業（案）について

上記について、別紙のとおり報告する。

平成29年5月25日提出

美浦村教育委員会教育長 糸 賀 正 美

美浦村地域未来塾事業（案）

（1）平成 29 年美浦村「地域未来塾」事業計画について

美浦村在住中学生を対象とした教員OBや塾講師など地域住民の協力による無料の学習塾を開塾する。美浦村在住中学生を対象とするが、家庭の諸事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が身につけていない生徒への学習支援に重点を置き、地域と学校の連携・協働による学習支援を実施する。これにより、学習支援が必要な生徒の学習習慣の確立と基礎学力の定着を図る。

- | | |
|-----------|---|
| 1 対象者 | 美浦村在住中学生 |
| 2 実施教科 | 数学、英語 |
| 3 学習内容 | ①通常の授業で学習している内容
②受験に向けての応用的内容 |
| 4 実施時期・時間 | ①学期中（7月～3月）
毎週土曜日 13時00分～16時00分
②夏季休業中（8月）10日程度 14時～17時 |
| 5 実施場所 | 中央公民館、みほふれ愛プラザ研修室 |
| 6 募集定員 | 30名程度 |
| 7 実施体制 | ①学習支援員（教員OB、塾講師、教員免許有資格者）
2名～3名 謝礼金6,000円/日
②教育活動サポーター（大学生等）
2名～3名 謝礼金3,000円/日 |
| 8 実施形態 | 自習形式、個別指導形式 |
| 9 予算 | 831,000円
(補助対象経費 785,813円 国1/3 県1/3 村1/3)
内訳
①学習支援員（平日）
6,000円×2名×32回 384,000円
②学習支援員（夏休み）
6,000円×2名×10回 120,000円 |

③教育活動サポーター（平日）	3,000円×2名×32回	192,000円
④教育活動サポーター（夏休み）	3,000円×3名×10回	90,000円
⑤消耗品一式		45,000円

(2) 地域未来塾運営協議会について

事業内容の充実を図るため、美浦村、地域住民及び学校関係者との協議をする場を設ける。

1 想定構成メンバー

- ① 教育長（協議会会長）
- ② 中学校長（協議会副会長）
- ③ 学習指導員
- ④ 教育活動サポーター
- ⑤ 教育委員会担当者（学校教育課・生涯学習課）

2 協議会の運営

美浦村地域未来塾の運営方針、課題について検証し、学習支援を中心とする効果的な家庭教育支援のための取組の普及・促進を行う。

報告第5号

平成29年度ノーテレビ・ノーゲーム運動計画（案）について

上記について，別紙のとおり報告する。

平成29年5月25日提出

美浦村教育委員会教育長 糸 賀 正 美

平成29年度ノーテレビ・ノーゲーム運動計画(案)

項目	現在	変更案	備考
実施形式	推進大会	講演会・表彰式	講演会(12月初旬 午前) 美浦村民会議、美浦村PTA連絡協議会との共催。 講師:阿井英二郎 講演 ⇒午後 野球教室 *講演料は美浦村PTA連絡協議会と村予算より支出 併せて、「しおり」優秀者の表彰式を開催する(午前中)。
募集内容	標語	葉(しおり)	<募集内容の年次計画> ・1年目:しおり募集 → 2年目しおり募集 → 3年目標語募集 ※このサイクルを繰り返す <しおり募集の進め方等> ・「しおり」に「ノーテレビ」「ノーゲーム」「ノースマホ」の文字を入れ、かつ、絵を入れる。 ・11月(文化祭終了後)～講演会終了まで公民館ロビー展示 ・幟(のほり)に替えて、美浦村エコシールを作成し、広くPRする。優秀作品の表彰式の開催。 <しおり募集のメリット> ・「しおり」の大きさを募集することにより、多くの参加者が見込める(絵画と比較して)。保育所や幼稚園の児童でも、自らの力のみで参加が可能。 ・シールを作成し配布することにより、日常、子どもたちの目にふれる場所に「しおり」のシールが貼られ、運動の機運がより高まる。
チャレンジシート	夏休み	夏休み	変更なし
実行委員会	2回	2回	①実行委員会(5月) 平成28年度ノーテレビ・ノーゲーム運動事業報告 平成29年度ノーテレビ・ノーゲーム運動事業計画 ②実行委員会(9月) 募集したしおりの審査
パンフレット	なし	1回	美浦村では、村ぐるみで「ノーテレビ・ノーゲーム」運動を推進しているというパンフレットを作成する。各担任よりクラスの子どもたちにパンフレットを配り、ノーテレビ・ノーゲーム運動について説明する時間をつくる。

※定例教育委員会時にノーテレビ・ノーゲーム運動についてご意見を伺いたいと思います。
ノーテレビ・ノーゲーム運動実行委員会に事務局案と教育委員案の2案を提出し、平成29年度ノーテレビ・ノーゲーム運動事業を決定する予定です。

報告第6号

親子スキー教室について

上記について、別紙のとおり報告する。

平成29年5月25日提出

美浦村教育委員会教育長 糸 賀 正 美

親子スキー教室について

1 趣旨

スキー学習を通じて往復時を含めた親子のふれあいの機会を提供すると共に、ウィンタースポーツへの興味を育み、その導入の一助とする。

2 本年度事業実施について

体育協会スキー部との協議を元に、下記のとおり実施方法の見直しのうえ事業を実施する。

3 平成29年度親子スキー教室(案)

比較項目	平成28年度	平成29年度	比較
募集対象	同左	小・中学生とその保護者	
日程	1泊2日 19:00発 翌19:30着	日帰り 5:00発 20:00着	参加費抑制、拘束時間短縮
会場	福島県 たかつねスキー場	候補地 ・福島県 猪苗代 ・栃木県 那須・塩原	日帰り可能なスキー場を選定
参加費 (レンタル用品別)	中学生以上 13,000円 小学生 10,000円	—	スキー場と協議 ※日帰り可能なスキー場は 代金が割高となるが、親子で 10,000円程度を目途とする
募集人数	80名(バス2台)	40名(バス1台)	実績により予算減額 ※将来参加者が増加した場合は 増額の旨、財政係と合意
内容	スキー	スキー スノーボード	参加者の掘り起し
講師	体育協会スキー部	・スキー 体協スキー部へ依頼 ・スノーボード スキー場を通して依頼	
その他	講師は別途、自家用車で往復	講師同行	気候・道路事情に係るリスク回避 ならびに講師謝礼費用抑制

平成29年5月25日

平成29年度第2回美浦村定例教育委員会
追加議案

美浦村教育委員会

目 程

議案第10号 美浦村児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則

議案第10号

美浦村児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成29年5月25日

美浦村教育委員会教育長 糸賀 正美

記

美浦村児童手当事務取扱規則（平成28年教委規則第5号）の一部を改正する規則

美浦村児童手当事務取扱規則の一部を次のように改める。

様式第17号 (第18条関係)

第 号
平成 年 月 日

殿

美浦村長 印

児童手当

支払通知書

特例給付

児童手当

特例給付の支払については、次のとおり、あなたの預貯金等の口座に振り込みますので通知します。

すので通知します。

なお、児童手当法第21条1項又は第2項の規定に基づき、学校給食費等の費用について、児童手当等の額から支払に充てることを申し出ている場合及び22条第1項の規定に基づき、児童福祉法第56条第2項（同法第51条第4号又は第5号に係るものに限る。）若しくは子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定により徴収する保育料又は児童福祉法第56条第7項若しくは第8項の規定により地方税の滞納処分の例により処分される保育料について、児童手当等から特別徴収される場合は、当該費用及び当該特別徴収される保育料の額を控除した額が児童手当等の支払金額となります。

記

支 払 の 内 容	1. 支払期間	年 月分から 年 月分まで		
	2. 支払金額	円		
	3. 指定口座	支払金融機関		
		口座番号		
口座名義人				
4. 振込予定日	年 月 日			

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の美浦村児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則は、平成29年4月1日から適用する。

様式第 17 号 (第 18 条関係)

第 平成 年 月 日

殿

美浦村長 印

児童手当

支払通知書

特例給付

児童手当

の支払については、次のとおり、あなたの預貯金等の

特例給付

口座に振り込みますので通知します。

記

支 払 の 内 容	1. 支払期間	年 月 分から 年 月 分まで
	2. 支払金額	円
	3. 指定口座	支払金融機関
		口座番号
4. 振込予定日	口座名義人	
	年 月 日	

様式第 17 号 (第 18 条関係)

第 平成 年 月 日

殿

美浦村長 印

児童手当

支払通知書

特例給付

児童手当

の支払については、次のとおり、あなたの預貯金等の口座に

特例給付

振り込みますので通知します。

なお、児童手当法第 21 条 1 項又は第 2 項の規定に基づき、学校給食費等の費用について、児童手当等の額から支払に充てることを申し出ている場合及び 22 条第 1 項の規定に基づき、児童福祉法第 56 条第 2 項 (同法第 51 条第 4 号又は第 5 号に係るものに限る。) 若しくは子ども・子育て支援

法附則第 6 条第 4 項の規定により徴収する保育料又は児童福祉法第 56 条第 7 項若しくは第 8 項の規定により地方税の滞納処分の例により処分される保育料について、児童手当等から特別徴収される場合は、当該費用及び当該特別徴収される保育料の額を控除した額が児童手当等の支払金額となります。

記

支払の内容		1. 支払期間	年 月 日から 年 月 日まで	
		2. 支払金額	円	
		3. 指定口座	支払金融機関	
			口座番号	
	口座名義人			
4. 振込予定日		年 月 日		